川崎市都市空間演出助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観計画特定地区、都市景観形成地区又は川崎市地区計画の区域内における 建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)別表に規定する区 域において、川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号。以下「都市景観条例」とい う。)第28条第1項の規定により、夜間の都市空間の演出に寄与する行為のうち特に市長が必 要と認めるものに関し、予算の範囲内で助成金を交付することで、先進的で魅力溢れる都市空 間を形成することを目的とする。

(通則)

- 第2条 川崎市都市空間演出助成金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義)
- 第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次に掲げるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)、都市景観条例及び川崎市都市景観条例施行規則(平成7年川崎市規則第42号)で使用する用語の例による。
 - (1) ライトアップ 夜間の都市空間を演出するために、建築物又は工作物(広告物を除く。) に、外部から照明を当てることで明るく浮かび上がらせることをいう。
 - (2) 照明計画 ライトアップに関する知見を有する者によって作成された、ライトアップのテーマ、コンセプト及び要点、照明器具の種類、仕様、設置数、配置及び設置位置、照明の点灯パターン及びプログラム並びに照明イメージパース又は模型について記した計画をいう。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象は、第1条に規定する地区において、本市の先進的な都市イメージを市内外にアピールし、シティーセールスの観点からも有効だと認められるライトアップを行う事業で、その実施等に関し、地区内の関係権利者の同意を得ているもの(以下「都市空間演出事業」という。)とする。

(助成の種類)

- 第5条 助成の種類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 都市空間演出計画策定助成 都市空間演出事業の実施を前提とした照明計画の作成(新規作成のものに限る。)に係る費用に対し行うもの
 - (2) 都市空間演出整備助成 都市空間演出事業で使用する照明器具の費用(新規設置のものに限り、器具の交換等に使用するものは除く。)に対し行うもの

(助成の対象者)

- 第6条 前条各号に規定する助成は、都市空間演出事業の対象となる土地、建築物又は工作物について、所有権、賃借権その他これと同等の権利を有する者を対象とする。ただし、暴力団員及び次の各号に掲げる団体は、助成の対象としない。
 - (1) 暴力団
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(助成金の額及び助成率)

第7条 助成金の額は、助成対象経費について、市長が査定し、次に掲げる助成率により助成限 度額の範囲内において決定する額とする。

助成の種類	助成率	上限額	
都市空間演出計画策定助成		50万円/棟	対象建築物の建築面積が5,000㎡以下
	1 / 2	100万円/棟	対象建築物の建築面積が 5,000 ㎡超
都市空間演出整備助成	以下	200万円/棟	対象建築物の建築面積が5,000 ㎡以下
		400万円/棟	対象建築物の建築面積が 5,000 ㎡超

- 2 工事等に係る経費のうち消費税及び地方消費税は、助成の対象外とする。
- 3 算定した助成金の1,000円未満の端数については、切り捨てるものとする。 (助成の申請)
- 第8条 第5条第1号に規定する都市空間演出計画策定助成の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 2 第5条第2号に規定する都市空間演出整備助成の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査 し、助成金を交付することを決定したときは、別に定めるところにより、申請者に通知するも のとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、 助成金を交付することを決定したときは、別に定めるところにより、申請者に通知するものと する。
- 3 市長は、前2項の規定による交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは、当該助成金の交付について条件を付すものとする。

(警察への確認)

第10条 市長は、第8条の申請者、前条の通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)又は 第13条第3号の規定により事業を承継した者が、第6条ただし書の規定のいずれかに該当す るか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために 個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行 うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の取消し)

第11条 市長は、助成対象者が、第6条ただし書の規定のいずれかに該当するときは、交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第12条 助成対象者は、その交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付 決定の通知を受けた日から30日以内に、別に定めるところにより、申請を取り下げることが できる。

(変更、中止等の申請)

- 第13条 助成対象者は、第9条の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更の場合を除く。)
 - (2) 事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき
 - (3) 事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

(変更、中止等の承認)

- 第14条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、 承認することとしたときは、別に定めるところにより、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、申請の内容を承認する場合において、その目的を達成するために必要があると認め るときは、当該助成金の交付について条件を付すものとする。

(遅延等の報告)

第15条 助成対象者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は 事業の遂行が困難になったときは、別に定めるところにより、速やかに市長に報告しなければ ならない。

(完了報告)

第16条 助成対象者は、事業が完了したときは、別に定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金額の確定)

第17条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、 その内容が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別に定めるところによ り、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

- 第18条 助成対象者は、前条の通知を受理した後、速やかに市長に助成金の適正な請求書を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金の経理等)

第19条 助成対象者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備えるとともに、その 収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する 会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 助成対象者は、事業により完成した工作物については、事業が完了した日の属する会計 年度の終了後10年間、撤去等をしてはならない。ただし、災害等による破損に伴う改修その 他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。